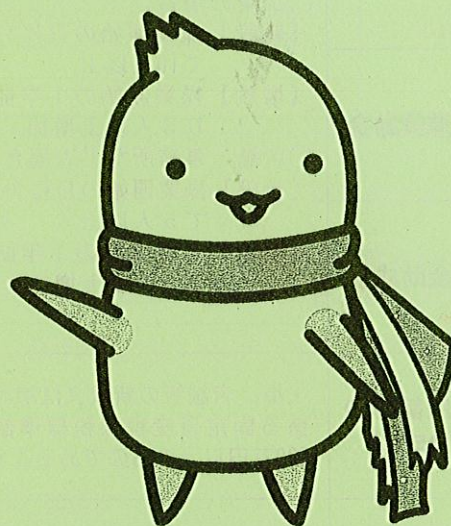


頑張る企業・事業者の
皆さんを応援します！！

養父市企業支援優遇制度の ご案内

- 養父市企業等振興奨励制度
- 養父市中小企業融資制度
- 養父市アグリ特区保証融資制度



●お問い合わせ先

〒667-0198 養父市広谷250番地1

養父市 産業環境部 商工振興課

☎(079)664-0289

〒667-0021 養父市八鹿町八鹿1672

養父市企業支援センター（養父市商工会内）

☎(079)662-7127

■養父市企業等振興奨励制度

養父市では、産業の振興及び雇用機会の創出を図るため、市内に新しく立地する企業や既存の事業者の方々が事業拡充（工場・店舗等の増設、機械設備の増設）や新規創業、販路開拓などに対し次のような奨励措置を行い、頑張る事業者の皆様を支援しますのでご活用ください。

□対象業種

日本標準産業分類に掲げる業種のうち、農業（植物工場に限る）鉱業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業及びサービス業

□事業者要件

常時雇用従業員（雇用保険の一般被保険者）を1人以上雇用している法人又は個人

□申請時期

指定事業者の申請は、事業着手前
奨励措置の申請は、操業開始（事業開始）の日まで

奨励措置の概要

奨励措置の種類	交付の要件	奨励金等の額	適用期間	交付限度額
事業所等設置助成金	■指定事業者であること。 指定事業者の要件	投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額	操業開始後初めて賦課された年度から5年間	
事業所等用地取得助成金	下記①及び②の要件を満たし、指定事業として指定された者 ①投下固定資産総額	事業に使用している土地の取得価格（造成費を含む。）の10%以内 ※事業着手前3年以内に取得した用地が対象	操業開始した年度から5年間（分割して交付）	2,000万円
雇用促進奨励金	新たに取得する投下固定資産（土地・建物・機械又は施設）が5千万円以上 ②常時雇用従業員数 ○工場の場合 【新設】操業開始の日において10人以上	新規雇用従業員の数に年間10万円を乗じて得た額。ただし、正社員を雇用したときは、1年目に限り年間50万円	操業開始した年度の翌年度から5年間	1,000万円
緑化促進奨励金	【増設】操業開始の1年前より3人以上増加 ○店舗・事務所などの場合 【新設】操業開始の日において5人以上	新設の事業所に使用する土地において敷地面積の20%以上の緑地を設けるものに要した費用の30%以内の額	操業開始した年度	300万円
水道料金助成金	【増設】操業開始の1年前より3人以上増加	市の運営する水道を使用し始めた月から1年間に支払った水道料金の30%以内の額	操業開始した年度から5年間	100万円
工場、店舗等の増設助成金	工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税課税標準額が500万円以上のものであること。	工場、店舗等の新設又は増設に係る固定資産税の納付額以内の額	増設部分に係る固定資産税が最初に賦課された年度から3年間	
工場、店舗等の用地取得助成金	工場、店舗等の増設着手前3年以内に取得した用地であること。	売買契約額（直接営業に使用する面積に限る）の3%以内の額	操業開始した年度	150万円
空き店舗等への出店等助成金	空き店舗等への新規出店等で、賃貸借契約の期間が3年以上のものであること。	賃借料（敷金、礼金、保証金等を除く）の50%以内の額	操業開始月から2年間	200㎡以上 120万円 200㎡未満 60万円
	空き店舗等（取得・賃貸問わない）の改修に伴い、整備した事業費が200万円以上のものであること。（備品、什器、電化製品等は除く）	賃貸・取得ともに直接要した経費の10%以内の額	操業開始した年度	100万円

機械設備の増設助成金	設備の近代化を図るため、機械設備（固定したものに限る）の単体価格（一連の機械設備でその機能を成すものを含む。）が200万円以上のものを導入した事業であること。	機械設備導入額の10%以内の額	機械設備を導入した年度	200万円
新製品開発研究奨励金	単独又は共同して行う新製品の試作品製造で事業費が100万円以上のものであること。	直接要した経費の50%以内の額	製品化した年度	150万円
新規創業、事業継承助成金	操業して1ヶ年を経過したもので事業費が500万円以上（仕入商品は除く）のものであること。	1事業所あたり50万円	操業して1ヶ年を経過した年度	50万円
見本市への出展奨励金	市内で製造される製品又はサービスの販路拡張のため、市外で開催される見本市に出展したもので経費が10万円以上のものであること。	企業等が負担する事業費の50%以内の額	見本市に出展した年度	50万円
新エネルギー設備の導入奨励金	環境に配慮した新エネルギー設備〔太陽光発電、風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した設備（固定したものに限る。）をいう。〕を導入したもので事業費が200万円以上のものであること。	直接要した経費の10%以内の額	設備等を導入した年度	200万円
情報通信網の整備助成金	光ケーブル等の高速通信回線を整備したもので月額回線使用料が10万円以上のものであること。	回線使用料の50%以内の額	回線契約を締結した年度から2年間	300万円

～申請ケース～

- 大型投資を行った場合、指定事業者の奨励措置に加えて、新エネルギー、見本市への出展、高速通信専用回線の導入なども対象要件に該当したときは、奨励措置が受けられます。
- 市内の空き店舗等へ出店し、対象要件に該当するときは、空き店舗等への出店ほか、新規創業、機械設備の増設などの奨励措置も併せて受けられます。また、IT関連の事業所を開設する場合は、兵庫県の「多自然地域におけるIT企業振興支援事業」の補助制度と併用できます。
- 見本市への出展については、販路拡大につながる競技会等へ出場した出場経費も対象とします。ただし、展示会・競技会等の主催は対象外とします。
- 機械設備の増設については、年度内の累積設備投資も対象とします。

◎申請に当たっては、事前に商工振興課にお問い合わせください。

◎申請書・その他書類について 【様式のダウンロード・提出（添付）書類】

養父市HP ⇒ 検索に【企業等振興奨励制度】を入力 ⇒ 企業等振興奨励制度【申請・提出書類欄】 ⇒ 必要書類をダウンロード & 提出（添付）書類の確認

■養父市中小企業融資制度

申込取扱期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日					
申込方法	融資希望者は、申請書を養父市商工振興課、養父市のホームページや養父市商工会、又は取扱金融機関等から取り寄せ、必要書類を添えて希望の取扱金融機関へ提出してください。					
融資対象者	市内に居住し、又は店舗もしくは事業所を有し、市内において引き続き*6ヶ月以上(*設備・運転・開業資金は除く)経営する中小企業者で市税・国民健康保険税を完納している法人又は個人					
融 資 資 金 概 要						
融資の種類	融資限度額	融資期間	返済方法	融資利率	融資対象要件・支援措置	
設備資金	3,000万円	10年以内	元金均等月賦返済	年1.85%	対象：兵庫県の経営革新の承認を受けた者 利子補給：年0.8%(5年間交付)	
運転資金	2,000万円	5年以内		年1.60%		
季節運転資金	2,000万円	1年以内	期日一括返済	年1.60%		
経営革新支援資金	3,000万円	10年以内	元金均等月賦返済	年1.30%		
事業応援資金	5,000万円			年2.00%		対象：企業支援センターの指導を受けた事業計画を持つ者、又は、ひょうご中小企業技術評価制度の評価を受けた者 利子補給：年0.8%(5年間交付)
開業資金	2,000万円			年2.00%		対象：企業支援センターの指導を受けた事業計画を持つ者 利子補給：年0.8%(5年間交付)
取扱金融機関	但馬銀行 但馬信用金庫 JAたじま 各支店(八鹿支店・広谷支店・大屋支店・関宮支店)					

■養父市アグリ特区保証融資制度

養父市では、国家戦略特区の指定により、商工業とともに養父市内で農業を営むための事業資金に対して、兵庫県信用保証協会の保証が受けられ、且つ信用保証料の補助と利子補給が受けられます。

※詳細は別紙の養父市アグリ特区保証融資制度パンフをご覧ください。